要　　望　　書

有害鳥獣駆除に携わる議会議員の
兼業禁止の適用除外に関する要望

群馬県町村議会議長会

要　　望　　書

有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより平野部においても拡大するなど、全国各地で深刻化しています。

国の鳥獣被害防止総合対策事業では、地域の被害防止対策の担い手として、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援するほか、地元猟友会と連携した地域の捕獲組織や、集落ぐるみで防護柵や箱わなを設置管理する協同組織など、地域の主体性に基づく多様な担い手の確保について支援が進められています。

一方、担い手の主体となる狩猟免許所持者は減少し続けており、将来にわたり有害鳥獣捕獲の従事者を確保するには、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応することが急務であります。

さらに、担い手が不足している多くの市町村では、狩猟免許を所持する議会議員が事業に参画する場合、自治体から支払われる捕獲駆除等の経費について、地方自治法第９２条の２（議員の兼業禁止）に抵触する恐れがあり、狩猟免許所持者が担い手として参画できないという問題が生じています。

ついては、有害鳥獣対策は、農業を基幹産業としている市町村にとって、特に重要な事業でありますので、鳥獣被害防止総合対策事業に議会議員が参画する場合には、特例により地方自治法第９２条の２の適用除外とすること及び議員の兼業禁止規定の見直しに係る地方自治法の改正について、国への働きかけを要望します。

令和２年８月１７日

全国町村議会議長会
会長　松　尾　文　則　　様

群馬県町村議会議長会
会長　仲　澤　太　郎